

土地・家屋に対する固定資産税の基礎となる評価額は、3年ごとに見直し(評価替え)を行っており、平成30年度が見直しの年に当たります。評価の仕組みなどをお知らせします。

税務課 ☎(88)9125

平成30年度は 固定資産税の評価替えの年です

税のお知らせ

資産評価の変動を反映 課税の適正化を図ります

土地の評価は、地価公示価格などのおおむね7割です。これらの評価により、市内全域で評価の均衡・適正化を図っています。

また、評価額に課税標準額を近づけるための負担調整措置などにより、前年より税額が上昇することがあります。家屋の評価は、経年による損耗減額割合や建築物価の変動を基に価格を決定します。

評価の仕組み

土地の評価 国が定めた固定資産評価基準に基づき、宅地、田、畑、山林など、平成30年1月1日現在の現況地目で評価します。

▼宅地 地域ごとに標準宅地(面積や形状などが標準的な宅地)を選定し、不動産鑑定士がこの土地を評価します。
●市街地などの区域は、標準宅地を基に道路の路線価を算出し、評価します。●それ以外の区域は、地域の標準宅地を基に評価します。
▼農地、山林など 標準地を

要介護認定の有効期間が見直されます

現在、要介護認定を受けている人が、4月1日以降に更新申請し認定されたとき、その内容によって、有効期間の上限が現行の24か月から36か月まで延長できることになりました。これにより、認定を受ける人やそのご家族への面談・調査の回数が減り、負担軽減につながります。

新たな有効期間は、お送りする「要介護認定結果通知書」で内容を確認してください。なお、更新申請書に基づき市の介護認定審査会で審査、判定するため、特に手続きなどが必要ありません。詳しくは、長寿福祉課にお問い合わせください。
☎長寿福祉課 ☎(88)8117

西川浄水場の前処理施設が新しくなりました!

市の水道事業は、平成20年4月1日に須賀川・長沼・岩瀬の水道事業を統合し、新たにスタートしました。



平成23年3月には、水道事業が抱える問題や課題への取り組みなどを定めた「水道ビジョンすかがわ2020」を策定し、事業を進めてきました。

平成24年度から進めてきた西川浄水場の前処理施設の改築が2月に完成し、本格運用を開始しました。この施設は、従来1系統だった水処理を2系統に変更し、故障や点検などの際にも水処理を継続して行うことができます。

今後は、管理本館改築や急速ろ過施設整備を行い、効率的な水道事業の運営と、安全で安心な水道水を将来にわたって安定してお届けできるよう努めます。

☎水道施設課 ☎(63)7138



環境課 ☎(88)9129

生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。市では、4月に犬の登録と狂犬病予防の集合注射を右の表のとおり行います。※動物病院でもできます。
▼新規登録 6200円(登録料・注射料・注射済票発行)

手数料) ▼注射のみ(登録済みの犬) 3200円(注射料・注射済票発行手数料) 手続きもお忘れなく 次に該当するとき、環境課で手続きをしてください。 ▼飼い主が変わったとき ▼飼い主の住所・犬の所在地が変わったとき ▼飼い犬が死んだとき

●須賀川地域

実施日	時間	会場
9日(月)	9:00~9:20	保土原集会所
	9:30~10:00	岩瀬公民館(※)
	10:10~10:25	泉田区民会館
	10:35~10:50	松塚集会所
	11:00~11:20	稲公民館
10日(火)	9:00~10:00	向陽町東集会所
	10:15~10:40	仁井田公民館
	10:50~11:05	籠ヶ岡公民館
11日(水)	9:00~9:20	大桑原公民館
	9:35~10:10	影沼公園
	10:20~11:00	西川中央公園
12日(木)	9:00~9:20	山寺北団地集会所
	9:30~10:00	山寺地区集会所
	10:10~10:25	越久集会所
13日(金)	9:00~9:15	旧大森小学校前広場
	9:30~9:45	大栗屯所脇
	10:00~10:15	雨田区民館
16日(月)	9:00~9:40	森宿区民会館
	9:50~10:05	関下公民館
	10:20~10:50	滑川公民館
17日(火)	11:05~11:25	仁井田地域体育館
	9:00~9:20	芦田塚あおぞら会館
	9:30~9:50	江持堤集会所
18日(水)	10:00~10:25	堤区民会館
	10:35~11:10	小塩江公民館
	9:00~9:30	市立博物館
19日(木)	9:45~10:05	桜岡集会所
	10:20~10:50	前田川集会所
	11:05~11:25	和田区民館
20日(金)	9:00~9:45	あおぼふれあい館
	9:55~10:20	下宿公会堂
	10:30~10:45	新米町集会所
	10:55~11:25	中宿公会堂
	9:00~9:40	東公民館
	9:50~10:10	浜尾公会堂
	10:25~10:45	六軒団地集会所
	10:55~11:20	四丁目集会所

実施日	時間	会場
23日(月)	9:00~9:30	上北町集会所
	9:50~10:15	小倉区民館
	10:30~10:45	東山ふれあいホーム
	10:55~11:05	東山第二区集会所

実施日	時間	会場
24日(火)	9:10~9:20	勢至堂集会所前
	9:35~9:50	上江花集会所前
	10:00~10:15	下江花生活改善センター前
	10:30~10:45	滝集会所前
	11:00~11:40	長沼市民サービスセンター前
	13:30~13:45	南小中集会所前
	13:55~14:10	小中集会所前
	14:20~14:35	志茂集落センター前
	9:00~9:20	堀込集落センター前
	9:30~9:50	横田公会堂前
25日(水)	10:00~10:20	上木之崎公民館前
	10:30~10:45	花の里集会所前
	10:50~11:00	北作バス停留所前
	11:10~11:25	下木之崎集会所前
	13:30~13:50	上梓衝集会所前(久保ノ内)
	14:05~14:25	矢田野公民館前
	14:40~15:00	長沼東部コミュニティセンター前

実施日	時間	会場
26日(木)	9:00~9:15	むそう庵前(今泉)
	9:25~9:35	裏新田広場(新田)
	9:45~9:55	洗心荘前(源田原)
	10:05~10:20	妙見荘前(町守屋)
	10:30~10:40	美野里荘前(里守屋)
	10:50~11:00	西山荘前(滝)
	11:10~11:20	梅田プレスセンター前
	11:30~11:40	星座荘前(東部)
	9:00~9:10	不動荘前(上柱田)
	9:20~9:30	弥六内集落センター前
27日(金)	9:40~10:00	宥和荘前(下柱田)
	10:10~10:25	畑田集会所前
	10:35~10:50	旧矢沢公民館跡地
	11:00~11:10	和貴荘前(滑沢)
	11:20~11:35	和楽館前(上下大久保)
	13:30~13:50	石の花コミュニティセンター前
	14:00~14:10	深渡戸集会所前
	14:20~14:40	清風荘前(北横田)

※会場が変更になりました

選定し、売買実例などを参考に標準となる価格を求め、この価格を基に評価します。
家屋の評価 固定資産評価基準に基づき、再建築価格を算定し、評価します。
▼評価額 再建築価格×経年減点補正率
土地評価方法の変更 宅地開発や幹線道路の整備に伴い市街地の形成が進んだため、今回の評価替えに合わせて、次の地域の評価方法を市街地宅地評価法(路線価方式)に変更します。
対象地域 森宿宇安積田、狐石、辰根沢、北向、ウツロ田、ヒジリ田、向日向、スウガ窪、

関表、前川原、東屋敷、背戸の市街化区域内にある土地、**対象課税地目** 宅地、雑種地、農地、介在農地
帳簿の縦覧・課税台帳の縦覧 土地・家屋価格など帳簿の縦覧 自分の固定資産の評価額が適正であるか確認するため、他の土地や家屋の価格を縦覧できます。
固定資産課税台帳の縦覧 自分の関係する固定資産について、内容を閲覧できます。
路線価と標準地価格の公開 詳しくは、右の表のとおりです。
期間 4月2日(月)~通年

※土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く
縦覧・閲覧・公開の時間と場所 時間 午前8時30分~午後5時 場所 税務課
※1 地価公示価格 国が法令に基づいて定期的に評価する地価
※2 路線価 市街地などの道路に付けられた価格。宅地の評価額は、路線価を基にそれぞれの宅地の状況(奥行き、間口、形状など)に応じて求めます。
※3 再建築価格 評価の時点で、対象家屋と全く同一のものをもつ場所に新築するときに必要な建築費
※4 経年減点補正率 家屋の建築後の経過年数によって生じる損耗の状況による減価率
※5 雑種地 更地・駐車場等、粗造成地、铁塔・公益敷地等、再生可能エネルギー発電施設用地、通路敷地

●土地・家屋価格など帳簿の縦覧

縦覧できるもの	縦覧できる人	必要な物	期間
●土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、評価額) ●家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)	●固定資産税(土地・家屋・償却資産)の納税者 ●納税者と同居の親族 ●法定相続人、納税管理人 ●納税者に委任された人 ●法人の代表者または委任された人	●印章 ●委任状(委任された人) ●本人確認書類(納税通知書、運転免許証、マイナンバーカードなど)	4月2日(月)~5月31日(木) ※土・日曜日、祝日を除く

●固定資産課税台帳の縦覧

縦覧できる人	必要な物	期間	手数料
●固定資産税(土地・家屋・償却資産)の納税義務者 ●納税義務者と同居の親族 ●法定相続人、納税管理人 ●納税義務者から委任された人 ●法人の代表者または委任された人 ●借地人、借家人	●印章 ●委任状(委任された人) ●本人確認書類(納税通知書、運転免許証、マイナンバーカードなど) ●賃貸借契約書、賃貸料払込領収書など(借地人、借家人)	4月2日(月)~通年 ※土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く	1回につき300円 ※5月31日(木)までは、借地・借家人以外の人は無料